

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成16年12月2日(2004.12.2)

【公表番号】特表2000-507108(P2000-507108A)

【公表日】平成12年6月13日(2000.6.13)

【出願番号】特願平9-534108

【国際特許分類第7版】

C 1 2 N 15/09

A 0 1 H 5/00

C 1 2 N 5/10

【F I】

C 1 2 N 15/00 Z N A A

A 0 1 H 5/00 A

C 1 2 N 5/00 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成16年3月16日(2004.3.16)

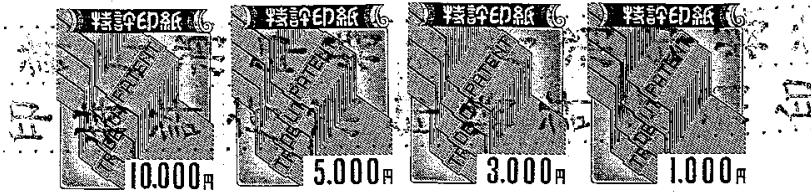
【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】補正の内容のとおり

【訂正方法】変更

【訂正の内容】



(19,000円)



誤訳訂正書

平成16年3月16日



特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第534108号

2. 特許出願人

住所 イギリス国 サリー ジーユー2 7ワイエイチ, ギルドフォード,
 サリー リサーチ パーク, プリーストリー ロード,
 ユアロピーアン リージョナル センター

名称 シンジェンタ リミテッド

3. 代理人

住所 〒540-6015 大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
 クリスタルタワー15階

氏名 (7828) 弁理士 山本 秀策

電話 (大阪) 06-6949-3910



4. 訂正の対象

請求の範囲および明細書

5. 訂正の内容

5.1. 請求の範囲を別紙の通り補正します。

5.2. 明細書を以下の通り訂正します。

- (1) 明細書第4頁第29行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (2) 明細書第5頁第2行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (3) 明細書第5頁第3行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (4) 明細書第5頁第5行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (5) 明細書第5頁第7行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (6) 明細書第5頁第17行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (7) 明細書第5頁第18行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (8) 明細書第5頁第24行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。

方 式 査 査



- (9) 明細書第5頁第25行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (10) 明細書第6頁第23行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (11) 明細書第6頁第25行目の「穀果」を、「穀粒」に訂正します。
- (12) 明細書第1頁第2行目の「胚形質」を、「生殖質」に訂正します。
- (13) 明細書第1頁第5行目の「胚形質」を、「生殖質」に訂正します。
- (14) 明細書第3頁第24行目の「胚形質」を、「生殖質」に訂正します。
- (15) 明細書第9頁第11行目の「胚形質」を、「生殖質」に訂正します。
- (16) 明細書第5頁第1行目の「ゲノムDNA内に統合され、好ましくは安定に統合される場合」を、「ゲノムDNA内に組み込まれ、好ましくは安定に組み込まれる場合」に訂正します。
- (17) 明細書第5頁第6行目の「ゲノムDNA内に統合され、好ましくは安定に統合される」を、「ゲノムDNA内に組み込まれ、好ましくは安定に組み込まれる」に訂正します。
- (18) 明細書第5頁第18～19行目の「ゲノムDNA内に統合され、好ましくは安定に統合され」を、「ゲノムDNA内に組み込まれ、好ましくは安定に組み込まれ」に訂正します。
- (19) 明細書第5頁第25～26行目の「ゲノムDNA内に統合され、好ましくは安定に統合され」を、「ゲノムDNA内に組み込まれ、好ましくは安定に組み込まれ」に訂正します。
- (20) 明細書第5頁第4行目の「幹」を、「茎」に訂正します。
- (21) 明細書第5頁第8行目の「幹」を、「茎」に訂正します。
- (22) 明細書第6頁第26行目の「幹」を、「茎」に訂正します。
- (23) 明細書第12頁第22行目の「幹」を、「茎」に訂正します。

6. 訂正の理由等

(訂正の理由1；請求の範囲の補正に関して)

請求の範囲は、別紙の通り補正しました。

(訂正の理由2-1；明細書の訂正(1)～(11)に関して)

上記箇所の外国語特許出願明細書(PCT公報第W0 97/35983号)の表記は、それ

ぞれ、外国語特許出願明細書第4頁21行目、第4頁22行目、第4頁25行目、4頁27行目、第5頁3行目、第5頁13行目、第5頁16行目、第5頁20行目、第5頁23行目、第6頁19行目、第6頁20行目に、「grain」またはgrainの所有格である「grain's」と記載されています。誤訳訂正前は、これらの「grain(s)」は「穀果」と翻訳されていました。これは適切な訳ではありません。よって、これら「grain(s)」をすべて「穀粒」とする誤訳訂正を行います。

(訂正の理由2-2；明細書の訂正(12)～(15)に関して)

上記箇所の外国語特許出願明細書の表記は、それぞれ、外国語特許出願明細書第1頁2行目、第1頁4行目、第3頁16行目、第8頁29行目に、「germplasm」と記載されています。誤訳訂正前は、これらの「germplasm」は、「胚形質」と翻訳されていました。これは適切な訳ではありません。よって、これら「germplasm」をすべて「生殖質」とする誤訳訂正を行います。

(訂正の理由2-3；明細書の訂正(16)～(19)に関して)

上記箇所の外国語特許出願明細書の表記は、それぞれ、外国語特許出願明細書第4頁22行目、第4頁26～28行目、第5頁15～16行目、第5頁22～23行目に、「integrated, preferably stably integrated, within DNA」と記載されています。誤訳訂正前は、「integrated」は「統合され」と翻訳されていました。これは、本明細書の記載を参酌すると、適切な訳ではありません。よって、これら「integrated」をすべて「組み込まれ」とする誤訳訂正を行います。

(訂正の理由2-4；明細書の訂正(20)～(23)に関して)

上記箇所の外国語特許出願明細書の表記は、それぞれ、外国語特許出願明細書第4頁25行目、第5頁3行目、第6頁21行目、第12頁4行目に、「stem」またはstemの複数形である「stems」と記載されています。誤訳訂正前は、これらの「stem(s)」は「幹」と翻訳されていました。これは、本明細書の記載を参酌すると、適切な訳ではありません。よって、これら「stem(s)」をすべて「茎」とする誤訳訂正を行います。

請求の範囲

1. 遺伝子を発現させる方法であって、該方法は、図19、20または21に示す配列からなる群より選択されるシステインプロテアーゼ遺伝子プロモーターを含むDNA配列を、該遺伝子に作動可能に連結させる工程を包含する、方法。
2. 前記プロモーターが図19に示すDNA配列を含む、請求項1に記載の方法。
3. 前記プロモーターが図20に示すDNA配列を含む、請求項1に記載の方法。
4. 前記プロモーターが図21に示すDNA配列を含む、請求項1に記載の方法。
5. 請求項1に記載の方法において使用される組換えDNA構築物であって、該構築物は、遺伝子に作動可能に連結された、図19、20または21に示す配列からなる群より選択されるプロモーターを含む、組換えDNA構築物。
6. 請求項5に記載の組換えDNA構築物であって、該構築物は植物において機能的であり、ここで前記遺伝子が、細胞機能を破壊し得る産物をコードするディスラプター遺伝子であり、該ディスラプター遺伝子は、化学インデューサーの外部適用によって誘導可能であるプロモーターを含む外部調節可能な遺伝子制御領域に機能的に連結されそしてこれによって制御される、組換えDNA構築物。
7. 請求項6に記載の組換えDNA構築物であって、前記誘導可能であるプロモーターが、リプレッサータンパク質遺伝子に機能的に連結されそしてこれを制御し、そしてディスラプター遺伝子プロモーターが、該リプレッサータンパク質によって認識されるオペレーター配列を含み、その結果前記インデューサーの存

在下において、該オペレーター配列と相互作用する該リプレッサータンパク質が産生され、それによって第2のプロモーターを無能にしそして該ディスラプター遺伝子の発現を阻害する、組換えDNA構築物。

8. 請求項6または7に記載の組換えDNA構築物であって、前記ディスラプター遺伝子がヌクレオチド配列であり、該ヌクレオチド配列が植物の発生に必須である内因性植物遺伝子、または植物に所望の特徴を与える遺伝子に対してセンス配向であるか、あるいは該内因性植物遺伝子の部分センス配列を含む、組換えDNA構築物。

9. 前記ディスラプター遺伝子が、植物の発生に必須である内因性植物遺伝子または植物に所望の特徴を与える遺伝子に対してアンチセンス配向であるヌクレオチド配列である、請求項6または7に記載の組換えDNA構築物。

10. 前記内因性植物遺伝子が、種子発芽または初期実生発生に必須である、請求項8または9に記載の組換えDNA構築物。

11. 前記外部調節可能な遺伝子制御領域が、グルタチオンS-トランスフェラーゼ系、A1c系、またはエクジソン系からの化学的誘導性遺伝子プロモーター配列である、請求項6～10のいずれかに記載の組換えDNA構築物。

12. 前記リプレッサータンパク質遺伝子が、細菌リプレッサーをコードする、請求項8～11のいずれかに記載の組換えDNA構築物。

13. 前記リプレッサータンパク質遺伝子が、lacリプレッサー、あるいは434、P22、またはラムダバクテリオファージによって使用されるリプレッサーをコードする、請求項12に記載の組換えDNA構築物。

14. 前記ディスラプター遺伝子またはディスラプタープロモーターが、「偽

オペレーター」を含む、請求項6～13のいずれかに記載の組換えDNA構築物。

15. 前記ディスラプター遺伝子が、細胞傷害性遺伝子である、請求項6～14のいずれかに記載の組換えDNA構築物。

16. 前記ディスラプター遺伝子が、リコンビナーゼ、またはリコンビナーゼ認識部位に隣接するヌクレオチド配列を切除するために適合されるトランスポゼースをコードする、請求項6～14のいずれかに記載の組換えDNA構築物。

17. 図12、13、14、15、16または17に示される配列の少なくとも一部、またはそれらとの実質的な相同性を有する配列の少なくとも一部、あるいはその改変体を含み、そしてシステインプロテアーゼをコードする、DNA。

18. プロモーターに作動可能に連結された請求項17に記載のDNAを含む、植物において機能的な組換えDNA構築物。

19. 請求項5～16および18のいずれかに記載の組換えDNA構築物であって、該構築物が、穀粒または実生または植物のゲノムDNA内に組み込まれ、好ましくは安定に組み込まれる場合、該構築物は、発芽中の実生または発生中の穀粒もしくは植物の1つまたは複数の組織で発現され得る、組換えDNA構築物。

20. 植物材料の1つまたは複数の組織についての発現系であって、該発現系が、図19、20または21に示す配列からなる群より選択される遺伝子プロモーターに融合した目的の遺伝子を含み、ここで、該発現系が、植物材料の1つまたは複数の組織で発現され得る、発現系。

21. 前記発現系が、少なくとも、発芽中の実生または発生中の穀粒もしくは植物の組織についての発現系である、請求項20に記載の発現系。

22. 前記発現系が、発芽中の実生のゲノムDNAまたは発生中の穀粒のゲノムDNAもしくは植物のゲノムDNA内に組み込まれており、好ましくは安定に組み込まれている、請求項20または21に記載の発現系。

23. 請求項5～16および18のいずれかに記載の構築物を含む、発現系。

24. 請求項5～19のいずれかに記載の組換えDNA構築物、または請求項20～23のいずれかに記載の発現系を含む、組換え植物ゲノム。

25. 請求項24に記載の組換え植物ゲノムを有する植物、植物の種子、または植物細胞。

26. 請求項5～19のいずれかに記載の組換えDNA構築物を含む植物を含む、防御された植物生殖質。

27. 請求項5～19のいずれかに記載の組換えDNA構築物を含む成熟状態に生長し得ない、植物または種子。

28. 目的の遺伝子の発現を誘導するための、図19、20または21に示す配列からなる群より選択される遺伝子プロモーターの使用であって、植物材料の1つまたは複数の組織で該遺伝子プロモーターに融合される場合に該目的の遺伝子の発現を誘導する、使用

29. 前記遺伝子プロモーターが、発芽中の実生または発生中の穀粒もしくは植物の少なくとも1つまたは複数の組織で、該遺伝子プロモーターに融合される場合に目的の遺伝子の発現を誘導するために使用される、請求項28に記載の使用。